

発議案第21号

原発事故による汚染水漏れの抜本対策を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月13日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊟
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
	同	皆川知子	㊟

提案理由

国に対し、放射能汚染水漏れ対策を初め、福島第一原発事故の抜本的な改善を求める。

これが、本案を提出する理由である。

原発事故による汚染水漏れの抜本対策を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の重大事故から2年半、事故は「収束」どころか、300トンもの汚染水漏れが発覚した。その汚染水の一部は「海に流出した」とも言われている。

福島県知事は「国家としての非常事態」だと指摘したが、その危機的内容は国民全体にも大きな衝撃を与えている。東京電力の「汚染水漏れに気づかなかった」、「タンクを総点検する」などのコメントには、「漏出は早くからわかっていたはず」、「また隠蔽したのか」との強い批判が起こっている。タンクから漏れ出した高濃度汚染水が地中にしみ込み、地下水によって海へ流出している可能性があり、一刻も早い抜本的対策が求められている。

東京電力は事故直後から、汚染水の地下水への浸透・拡散防止対策の重要性が問題になりながら、莫大な費用が必要だからと計画を縮小させ、必要な対策よりコストを優先させたと指摘されている。また、以前から地下貯水槽からの漏水の事実を把握しながら、国への報告を怠っていたり、既に4月の時点で、ボルトでつないだ急ごしらえのタンクからの漏水がありながら、十分な対策を講じてこなかったのである。

これらのことから、東京電力任せでは、世界が不安視する高濃度汚染水の海洋流出という重大事態への対応はできないのは明らかである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について強く求めるものである。

記

1. 事故の「収束宣言」を撤回し、非常事態との認識で汚染水を初め事故対策の抜本的改善を図ること。
2. 事故対策は、政府が全責任を負う立場から、東京電力には資料の全面公開を求めるとともに、専門的英知を総結集して問題の解決に当たること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
環境大臣様